

常務理事	事務長	部長	課長	課長代理	係長	係員

様式コード
2 2 6 3

健康保険
厚生年金保険

育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号		事業所記号(健保証記号)	
	事業所所在地	〒 -		
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	()		

組合受付印

社会保険労務士記載欄

氏名等

新規申出の場合は、共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長、B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 健康保険被保険者証の番号	② 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ	
	③ 被保険者の氏名 (フリガナ)	④ 被保険者の生年月日 5: 昭 7: 平 9: 令	⑤ 被保険者の性別 1. 男 2. 女
	⑥ 養育する子の氏名 (フリガナ)	⑦ 養育する子の生年月日 9: 令	⑧ 備考 該当する項目を○印で囲んでください。
	⑨ 養育する子の区分 1. 実子 ※「2.その他」の場合は、⑩欄の養育開始年月日(実子以外)を記入してください。	⑩ 養育開始年月日(実子以外) 9: 令	1. パパママ育児該当 2. その他 []
	⑪ 育児休業等開始年月日 9: 令	⑫ 育児休業等終了年月日 9: 令	
	育児休業等取得日数 日	就業予定日数 日	

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

※延長とは、「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分それぞれの期間内で終了予定日を延長する場合があります。

A. 延長	⑬ 育児休業等終了予定年月日(変更後)
	9: 令 年 月 日

例: 子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として、当初「産後57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目から1歳(誕生日の前日)まで」の期間に変更する場合
⇒「延長」となりますので、「共通記載」欄及び「A.延長」欄を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

例: ①1歳の誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」欄にあらためて記入してください。

B. 終了	⑭ 育児休業等終了年月日
	9: 令 年 月 日

- 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。
- 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申出が必要となりますのでご注意ください。
 - ① 1歳未満の子を養育するための育児休業 → 0歳～1歳誕生日前日まで
(パパママ育休の場合は1歳2か月前日まで)
 - ② 保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業 → 1歳誕生日～1歳6か月前日まで
 - ③ 保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業 → 1歳6か月～2歳誕生日前日まで
 - ④ 1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間 → 1歳誕生日～3歳誕生日前日まで
- パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまで延長する制度です。なお、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業期間を含む。)の上限は、1年間となります。

この申出書は、「1歳未満の子を養育するための育児休業」、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業」、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」を取得した場合にご提出いただくものです。

・この申出により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限り、原則、事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、申出はできません。
・保険料が免除となるのは、育児休業開始年月日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

(記入の方法)

- ①欄は、資格取得時に払い出された被保険者証の番号を必ず記入してください。
- ③、⑥欄は戸籍上の氏名を「かい書」で記入し、フリガナ欄は、カタカナで正確に記入してください。
- ④欄の5:昭・7:平・9:令の文字は、該当する文字を○印で囲み、戸籍上の生年月日を正確に記入してください。
なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。
- ⑧欄は、該当する項目を○印で囲んでください。
- ⑨欄は、被保険者の実子である場合は、「1.実子」を、被保険者の養子である場合は、「2.その他」を○印で囲んでください。
- ⑩欄は、⑨欄で「2.その他」を選択された場合に、その養子である子の養育を開始した日付を記入してください。
- ⑪欄は、被保険者が養育するために休業を開始する期間を記入してください。
被保険者が女性で実子を養育する場合は、もっとも早い育児休業開始年月日は原則として、子の生年月日の翌日から起算して57日目となります。
養子を養育する場合は、養育開始年月日を記入してください。
「A.延長」「B.終了」の届出をされる場合は、最初に育児休業の申出を提出された際に記入した開始日を記入してください。

<A.延長> 育児休業等取得者申出書の期間を延長される場合は、共通記載欄①～⑫を記入のうえ、⑬欄も記入してください。

- ⑬欄は、変更後の終了予定日を記入してください。
申出された際の育児休業等開始日時時点で、養育する子が1歳未満だった場合は1歳誕生日前日以前の日付を記入してください。
1歳に到達していた場合は、1歳6か月目、2歳または3歳誕生日前日以前の日付を記入してください。

<B.終了> 申出の際に記入された終了予定日より早く育児休業を終了した場合は、共通記載欄①～⑫を記入のうえ、⑭欄も記入してください。

- ⑭欄は、実際に育児休業等を終了した日付を記入してください。
育児休業終了年月日が申出された際に記入した終了予定日と同日の場合、引き続き『産前産後休業取得申出書』を提出される場合は、提出の必要はありません。

(お知らせ)

・申出の場合

この申出により、育児休業を開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までの期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主・被保険者分とも免除されます。なお、保険料の免除期間中も健康保険・厚生年金保険の被保険者資格が存続しているため、標準報酬月額に基づき、将来の年金額の計算が行われます。産前産後休業等の期間内に支払われた賞与等についても、保険料は徴収されませんが標準賞与額として決定され、将来の年金額計算等にもこの標準賞与額が用いられるとともに、健康保険の年度累計額に算入されます。

・終了の場合

終了日の翌日が属する月分から健康保険・厚生年金保険の保険料が発生します。育児休業終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『育児休業等終了時報酬月額変更届』『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出することができます。